

五反田 ごたんだ通信

世界に比類のない平和憲法を守りましょう

新春

2015

48号

発行者

五反田法律事務所

〒141-0022

東京都品川区東五反田 1-13-12

いちご五反田ビル

TEL 03(3447) 1361 (代表)

FAX 03(3447) 1538



新年あけまして
おめでとうございます



新年あけまして
おめでとうございます



昨年の2月、稀に見る大雪に、いつもは喧嘩ばかりのヒヨドリもどこかしおらしい。国営昭和記念公園にて。撮影者伊藤次彦

昨年の最大の出来事と言えば、安倍内閣が閣議決定で集団的自衛権の行使を可能にしたことでしょう。第二次世界大戦では自己他国の多くの命が奪われました。日本は、その反省の下に、70年近く平和憲法を遵守し、自國が武力攻撃された場合だけ必要最小限度の武力行使を認めるという専守防衛を守ってきました。ところが、安倍内閣は、日本が攻撃されてもいいのに、海外で武力行使できる道を開いたのです。これは、閣議決定という行政の意志で最高の規範である憲法を覆すというどんでもない暴挙です。

武力では紛争は解決しない、限りない報復の連鎖しか生まないという事実は、昨今の米国、中近東、アフリカの諸事情を見ているとつくづく実感するところで

るのに、安倍政権は逆行しようとしています。その後どう

いつ、どのような形で行使されるのか、その後どう

いう展開になるのか、予測がつきませんが、とにかく私たち国民は目を皿にして今後の推移を見守っていかなければならぬと思います。

去年は、うれしい出来事もありました。わが事務所の高山弁護士と民部田弁護士がそれぞれ結婚いたしました。

今年も、全所員力を合わせて、業務に邁進していく

たいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

弁護士 亀井 時子	弁護士 千葉 一美	弁護士 佃 俊彦	弁護士 千葉 恒久	弁護士 田島 浩	弁護士 松畑 靖朗	弁護士 富澤 伸江	弁護士 真野 亮太	弁護士 串山 泰生	弁護士 高山 由起	事務局一同
-----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------

原発

損害賠償訴訟の一里塚

弁護士 鳥海 準

東日本大震災とこれに起因する東京電力福島第一原子力発電所（F1）の爆発事故から約半年が経過した2011年7月1日、元福島県伊達郡川俣町山木屋地区に居住していた渡辺はま子さんは、数ヶ月ぶりで一時帰宅した自宅の裏のゴミ焼き場で焼身自殺した。

当初、東京電力は原発事故と自殺との因果関係を認めなかつた。確かに一見すると、はま子さんは誰に強制されることもなく自らの意思によって死を選択したように見える。しかし、はたして本当

に、はま子さんは自由な意思決定によつて死を選んだのか。遺族と我々弁護団は、それまで慣れ親しんだ自然と地域のコミュニティに囲まれたはま子さんの生活がF1事故によつて一変し、将来の展望が失われた絶望感に自殺の大きな原因があると考え、訴訟に踏み切つた。

訴訟上の大きな争点は、因果関係と素因減額論であるが、紙幅の関係から因果関係の問題のみ報告することとする。実は、この論点に類似する論点は、いわゆる「過労自殺」においてすでに提起されていた。つまり、過労自殺の場合においても、自殺は労働者A氏の自由意思によるものであり業務と基本的には関係がない、自殺の原因はA氏が直前に結婚を予定していた女性に振られたことが原因であるとか、直前の両親の交通事故による死亡が原因である、というわけである。

労災における因果関係認定の実務は、業務上の負荷が相対的に有力な原因であることを求めている。労災の場合には、「業務上の負荷」と「業務外の負荷」さらには「A氏個人のストレスに対する個的な脆弱性」を丁寧に検討することとなるが、認定のポイントは「業務上の加

重負荷」を労働時間の長さや責任の重さなどによって丁寧に立証できるか否かにかかる。

本件における福島地裁判決（2014年8月26日）も「自死は単一の原因により生じるものではなく、環境因、精神障害、性格傾向等の様々な原因によつて自

死につながる準備状態が形成され、何らかの出来事が引き金となつて生ずるもの」であるため「はま子の準備状態がいかなる原因で形成されたのか、その準備状態を形成した諸原因の中で、本件事故がどの程度の重きをなすものであったか」を検討・評価する必要があるとし、判決は、まず第1に、はま子のうつ病の発生が、帰還の目途が完全に断たれ夫婦とも職を完全に失った同年6月中旬頃と認定した上で、このうつ病の罹患は自死につながる準備状態を形成した大きな原因であるとし、うつ状態の成因となつたストレスを、1.避難によるストレス、2.山木屋で生活できなくなつた

ストレス、3.職を失つたストレス、4.帰還の見通しが立たないことによるストレスに分類しながら丁寧に検討し、他の諸事情を踏まえて因果関係を認定している。



法テラスをご利用ください



弁護士 龜井 時子

法テラスは「聞いたことがある」をご利用ください。資力の制限がありますが自己申告で結構です。生活保護の方は当然ですが、その他、①単身者は月収20万円プラス家賃5・3万円以下で預貯金180万円以下の方。

②2人家族は月収27・6万円プラス家賃6・8万円以下で預貯金250万円以下の方。

③家族が夫婦の場合は収入を合計してこの基準以下ということになります。

④家族数によってこの基準は変わりますが、特別の事情がある場合はご相談ください。

⑤離婚事件は本人だけの収入が基準になります。

法テラスは「聞いたことがある」を入れても48%程度の認知率ですが、平成18年につくられた「経済的に苦しい方に法的な手助け」をする国の制度です。

手助けの内容は

1 コールセンターは、電話で5分程度の法律の知識と、どこに相談に行けばいいのかを紹介してくれます。「振り込めサギかな」とか、「離婚したいけど、どうしたらいいの」というときは電話してください。電話は、0570-078374（おなやみなし）。

2 もう一歩進んで面談で相談したいときには法律扶助の無料法律相談

をご利用ください。資力の制限がありますが自己申告で結構です。生活

保護の方は当然ですが、その他、

①単身者は月収20万円プラス家賃5・3万円以下で預貯金180万

円以下の方。

②2人家族は月収27・6万円プラス家賃6・8万円以下で預貯金250万円以下の方。

③家族が夫婦の場合は収入を合計してこの基準以下ということになります。

④家族数によってこの基準は変わりますが、特別の事情がある場合はご相談ください。

⑤離婚事件は本人だけの収入が基準になります。

法テラスは「聞いたことがある」を入れても48%程度の認知率ですが、平成18年につくられた「経済的に苦しい方に法的な手助け」をする国の制度です。

手助けの内容は

1 コールセンターは、電話で5分程度の法律の知識と、どこに相談に行けばいいのかを紹介してくれます。「振り込めサギかな」とか、「離婚したいけど、どうしたらいいの」というときは電話してください。電話は、0570-078374（おなやみなし）。

2 もう一歩進んで面談で相談したいときには法律扶助の無料法律相談

（質問）父方の叔父が亡くなりました。叔父は若いとき一度結婚し一子を設けましたが、訣あつて離婚し、以後は生涯独身でした。子どもとも離婚した後は会っていないようでした。私の父は早くに亡くなっています。父の兄弟も叔父を除いて皆すでに他界しています。叔父は身寄りがないので、私が叔父の面倒の一切をみていました。叔父も私を実の子のように思っており、自分が亡くなったら、遺産は全てやる、と言つてくれていました。しかし、遺言などは作成しないまま亡くなりました。私は叔父の遺産を相続できるのでしょうか。

（回答）本件では、亡くなつた叔父様にお子さんがいるようですので、お子さんがご存命であれば、お子さんが相続人となることがあります。仮にお子さんが亡くなつていて場合、お子さんに子ども（叔父様の孫）があれば、孫が相続人となります。これらの場合は、ご相談者は叔父様の遺産を相続することはできません。

ば、叔父様の姪であるご相談者様が相続人となります。ほかの甥姪がいなければ、叔父様のすべての遺産をご相談者様が相続します。

本ケースのように、相続人になるかが

不確実な事案などでは、故人の生前に法定の手続をとつておくことが故人の意思実現のために重要となります。

本件では、叔父様がお元気なうちに、養子縁組や遺言を残しておけば、ご相談者様に、より確実な方法で遺産を残すことができたでしょう。

例えば、叔父様と相談者様で養子縁組をして、相談者様が養子となれば、実子での子のように思つており、自分が亡くなつたら、遺産は全てやる、と言つてくれています。

また、叔父様がお元気なうちに叔父様の子（またはその孫）と同等の相続権をもつことができます。遺言であれば、相続人の方の意見を「遺言」という形で残すという方法もあります。遺言であれば、相続人でない人へも遺産を譲り渡すことができます。ご本人が、全文を手書きで書き、日付を入れ、署名、押印をすればそれだけで有効な自筆証書遺言が完成します。

例えば、広告の裏紙に書いたとしても上の要件さえ満たせば、有効な遺言です。もつとも自筆証書遺言は死後効力を争わることも多いため、より確実な方法として公正証書遺言をお勧めします。公証役場まで行けない場合でも、公証人が出張してくれます。細かな手続等は事務所までお気軽にお問合せください。

相続の問題は、生前に法的手続をとるか否かで結論が大きく変わってきます。早め早めにご相談いただくことをお勧めします。

法律相談

弁護士 富澤 伸江

逆にお子さんがすでに他界されてしまふ、孫、玄孫もない、ということであれば、叔父様の姪であるご相談者様が相続人となります。ほかの甥姪がいなければ、叔父様のすべての遺産をご相談者様が相続します。

本件では、叔父様がお元気なうちに、養子縁組や遺言を残しておけば、ご相談者様に、より確実な方法で遺産を残すことができたでしょう。

本件では、叔父様がお元気なうちに、

養子縁組や遺言を残しておけば、ご相談者様に、より確実な方法で遺産を残すこ

とができたでしょう。

例えば、叔父様と相談者様で養子縁組をして、相談者様が養子となれば、実子での子のように思つており、自分が亡くなつたら、遺産は全てやる、と言つてくれています。

また、叔父様がお元気なうちに叔父様の子（またはその孫）と同等の相続権をもつことができます。遺言であれば、相続人の方の意見を「遺言」という形で残すという方法もあります。遺言であれば、相続人でない人へも遺産を譲り渡すことができます。ご本人が、全文を手書きで書き、日付を入れ、署名、押印をすればそれだけで有効な自筆証書遺言が完成します。

例えば、広告の裏紙に書いたとしても上の要件さえ満たせば、有効な遺言です。

もつとも自筆証書遺言は死後効力を争わ

ることも多いため、より確実な方法と

して公正証書遺言をお勧めします。公証

役場まで行けない場合でも、公証人が出

張してくれます。細かな手続等は事務所

までお気軽にお問合せください。

相続の問題は、生前に法的手続をとる

か否かで結論が大きく変わってきます。

早め早めにご相談いただくことをお勧め



事務所学習会のご報告

弁護士 串山 泰生

五反田法律事務所では、皆様の関心が高い法律問題をテーマに学習会を開催いたしました。おかげさまで多くの皆様にご来場いただきました。この場を借りて御礼申し上げますとともに、簡単ではございますがこれまでの学習会の内容をご報告させていただきます。

第1回「遺言・相続学習会＆無料法律相談会」

平成26年2月26日（水）午後1時30分より、品川区中小企業センターにて、当事務所弁護士亀井時子が講師を務め、遺言・相続学習会を開催いたしました。

近年の我が国では高齢化が急速に進行し、相続はどのご家庭でも避けて通れない問題となりつつあ

りました。履用（有期雇用）の諸問題について学習会を開催いたしました。

非正規雇用の割合を押し上げる要因となっています。最近の事例を取り上げながら、現在の有期雇用を取り巻く諸問題と法的救済手段について時間の許す限りご紹介させていただきました。



学習会終了後には無料法律相談会を開催し、ご来場された方からのご相談をお受けしました。

第2回「雇う側も、雇われる側も、知っておきたい有期雇用のルール」

平成26年5月16日（金）午後6時30分より、品川区総合区民会館（きゆりあん）にて、当事務所弁護士鳥海準が講師を務め、成年後見制度について学習会を開催いたしました。

「成年後見」も近年耳にすることが多くなった法律用語です。後見制度全体の中での成年後見の位置づけ、法定後見の具体的な申立手続きの進め方、後見人となられた方の職務内容などについて、ご来場された方からの具体的なご質問にお答えしながら、学習していただきました。

第3回「成年後見制度学習会＆無料法律相談会」

平成26年9月10日（水）午後1時30分より、品川区中小企業センターにて、当事務所弁護士田島浩が講師を務め、成年後見制度について学習会を開催いたしました。

「成年後見」も近年耳にすることが多くなった法律用語です。後見制度全体の中での成年後見の位置づけ、法定後見の具体的な申立手続きの進め方、後見人となられた方の職務内容などについて、ご来場された方からの具体的なご質問にお答えしながら、学習していただきました。



法律相談のお知らせ

「こんな時どうしよう？」と思ったら……

遺言書はどうやって書けばいいの？

親の借金も相続するの？

成年後見ってどんなもの？

離婚するんだけど『年金分割』って何？

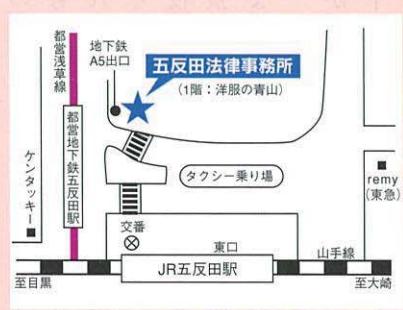
まずはお気軽にご相談ください。

☎ 03-3447-1361

■相談料 ■
30分 ¥5,400-

毎週月・水・金曜日の午後4時～6時を法律相談日としております。予約制ですので、事前にお電話で申込の上ご来所下さい。

尚、上記日程以外にも随時受け付けておりますので、お気軽にお電話ください。



五反田法律事務所

検索